



北海道後期高齢者医療審査会

会長 伊藤 隆道 様

北後広総第225号  
平成20年11月28日

処分庁

北海道後期高齢者医療広域連合長

大場



弁明書

次のとおり弁明いたします。

#### 1 事件の表示

審査請求人 (以下「請求人」といいます。) が平成20年8月6日に提起した平成20年度分の後期高齢者医療保険料額決定処分及びその徴収方法の決定に係る処分についての審査請求 (731号)

#### 2 弁明の趣旨

「本件審査請求のうち、平成20年度分の後期高齢者医療保険料額決定処分の取消しを求める部分については棄却する。」との裁決を求めます。

#### 3 審査請求の理由に対する認否

平成20年度分の後期高齢者医療保険料額決定処分 (以下「本件処分」といいます。) は、法令の規定に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張は理由がないため、否認します。

#### 4 弁明の理由

##### (1) 事実

本件処分は、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第104条第2項及び第3項並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成19年政令第318号) 第18条に定める基準に従って定められた北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 (平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号) の規定に基づき、請求人の平成20年度の後期高齢者

医療保険料額の決定を行ったものです。

## (2) 主張

本件処分は、上記のとおり法令の規定に基づき適正に行われたものです。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化が進み、高齢者人口と医療費が増え続けていく中で、将来にわたり国民皆保険を守りながら、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みを維持していくために設けられたものです。

これは、75歳以上の方及び一定の障害を持つ65歳以上の方を被保険者とする独立した医療保険制度であり、これら被保険者の医療費については、一定以上の所得のある方を除き医療機関等での一部負担を他の世代と比較して低く抑える一方で、保険料の負担については、これらの方々に係る医療給付費のおよそ9割を国や都道府県、市町村からの公費と現役世代からの支援金により賄い、残るおよそ1割に相当する部分について、受益者負担の観点から、被保険者にも負担していただくものであり、この場合、被保険者間の負担の公平性を確保するため、保険料は、その方の所得に比例して負担していただくことにしております。

このように、後期高齢者医療制度は、特に医療の面で配慮が必要な75歳以上の方などの医療費を国民全体で支えていくために構築されたものであり、請求人が主張するような75歳以上の者を差別するものではありません。

以上のことから、本件処分は違法又は不当なものであるとは言えず、請求人の主張には理由がないので、「本件審査請求のうち、平成20年度分の後期高齢者医療保険料額決定処分の取消しを求める部分については棄却する。」との裁決を求めます。

## 5 添付書類

- (1) 保険料台帳
- (2) 関係法令（抜粋）

# 弁明書

札白保険第 629 号

平成 20 年(2008 年) 11 月 4 日

北海道後期高齢者医療審査会

会長 伊藤 隆道 様

札幌市白石区長 宮川 学



氏（以下「審査請求人」という。）から平成 20 年 8 月 8 日付けで提起された審査請求のうち、札幌市白石区長（以下「処分庁」という。）の行った平成 20 年度後期高齢者医療保険料の徴収方法の決定に係る処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次とおり弁明します。

## 1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。



## 2 審査請求の理由に対する認否

本件処分は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 107 条及び第 110 条において準用する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「準用介護保険法」という。）の各規定並びにこれらの委任を受けた各政省令の規定に基づき適正に執行されており、審査請求人の主張に理由がないため、否認する。

## 3 弁明の理由

- (1) 本件処分は、審査請求人に対し北海道後期高齢者医療広域連合が賦課した平成 20 年度分の後期高齢者医療保険料について、法第 107 条、準用介護保険法第 134 条及び第 135 条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 21 条から第 24 条までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 91 条から第 98 条までの規定（以下これらを「関係法令」といいます。）に定めるところにより、徴収方法の決定を行ったものである。
- (2) 法第 107 条第 1 項の規定により、市町村は、後期高齢者医療保険料を特別徴収又は普通徴収の方法で徴収することとされ、この特別徴収については、法

第110条において、介護保険法第134条から第141条の2までの規定を準用することとされている。

法第107条第1項及び準用介護保険法第135条第1項の規定により、市町村は、被保険者の年金額が年額18万円未満である場合や、被保険者の後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1に相当する額を超える場合など、関係法令で定めるいくつかの場合を除き、後期高齢者医療保険料を特別徴収の方法によって徴収することとされており、徴収方法の決定に当たっては、被保険者の同意は要件とされていない。

審査請求人については、後期高齢者医療保険料額、介護保険料額、年金額等が特別徴収の対象とならない被保険者としての要件に該当しないため、前記のとおり本件処分に係る決定を行ったものである。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、棄却を求めるものである。

## 5 添付資料

- (1) 法（抄）
- (2) 施行令（抄）
- (3) 施行規則（抄）
- (4) 介護保険法（抄）